

平成18年  
4月から

# 介護保険制度が変わります

高齢者への総合的な支援は、地域包括支援センターが行います

介護保険法の一部改正に伴い、4月1日から「地域包括支援センター」を設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどが中心となって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

なお、「地域包括支援センター」は、ボランティアセンター（志津川字廻館）内に設置します。

## ●地域包括支援センターの主な業務●

- ①介護予防ケアマネジメント  
介護予防対象者の把握、介護予防ケアプランの作成を行います。
- ②権利擁護事業  
高齢者等の人権や財産を守る権利擁護事業として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見及び虐待の防止を進めていきます。
- ③包括的・継続的ケアマネジメント  
ケアマネージャーのネットワークの構築や困難事例に対する助言を行います。
- ④総合相談窓口  
介護保険だけでなく、高齢者等の生活全般の相談を行います。

詳細については、お問い合わせください。

# 介護保険料が変わります

平成18～20年度までの3年間は、基準額が年額38,400円になります。

各段階ごとの年額保険料は次のとおりです。

介護保険料は、市町村ごとに算定され3年ごとに見直しを行うこととなっています。また、介護保険料は次の基本的な考え方によって算定しています。	年額保険料	該当する方
第1段階 19,200円	基準額 ×0.5	生活保護等
第2段階 19,200円	基準額 ×0.5	世帯非課税・年金収入80万円未満
第3段階 28,800円	基準額 ×0.75	世帯非課税・年金収入80万円以上
第4段階 38,400円	基準額	世帯課税・本人非課税
第5段階 48,000円	基準額 ×1.25	本人課税・本人所得200万円未満
第6段階 57,600円	基準額 ×1.5	本人課税・本人所得200万円以上

※税制改正により段階区分が上がった方は、激変緩和措置により段階的に引き上げされます。

$$\frac{\text{サービス見込みによる町負担額} \times 19\%}{65\text{歳以上人口}} = \text{年額保険料 (基準額)}$$

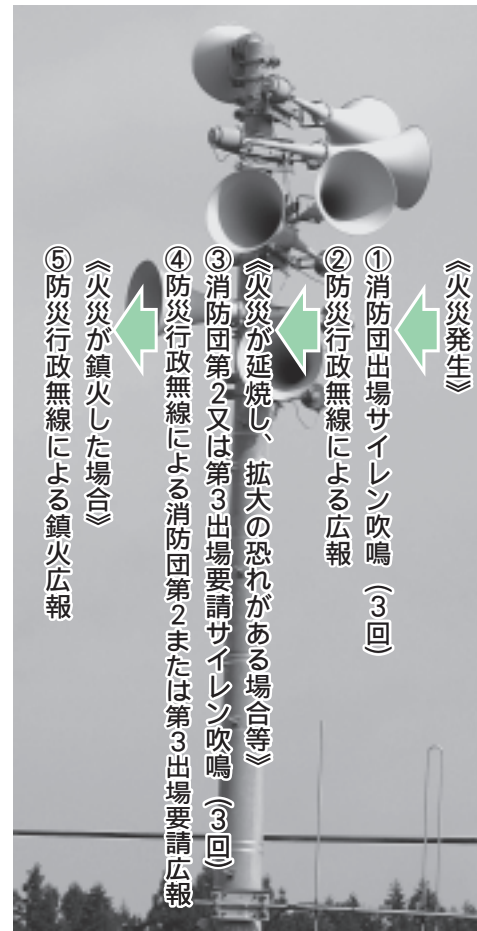
## ●介護保険料の納期（普通徴収第1期）が変わります●

旧志津川町において、第1期の納付月は6月でしたが4月に変わります。旧歌津町については、今までと変わらず、納付月は4月です。第2期から第9期は、今までと変わらず7月から2月までです。支給される年金から天引きされる特別徴収の納期（年6回）は変わりません。詳細については、お問い合わせください。



問い合わせ

高齢者への総合的な支援に関することは、  
 地域包括支援センター（ボランティアセンター内） ☎46-5588 F A X 46-5225  
 歌津在宅介護支援センター（歌津保健センター内） ☎36-9112 F A X 36-9111  
 介護保険のサービス及び給付に関すること、高齢者福祉制度全般に関することは、  
 保健福祉課 高齢者福祉係（志津川保健センター内） ☎46-5113 F A X 46-4514  
 歌津総合支所 健康福祉課 生活福祉係 ☎36-3929 F A X 36-2550  
 介護保険料に関することは、町民税務課 課税係 ☎46-1372 F A X 46-5348



# 火災発生及び鎮火サイレンの吹鳴について

4月1日から火災発生及び鎮火のサイレンは次のとおりになります。

- ①消防団出場サイレン吹鳴（3回）
- ②防災行政無線による広報
- ③消防団第2又は第3出場要請サイレン吹鳴（3回）
- ④防災行政無線による消防団第2または第3出場要請広報
- ⑤火災が鎮火した場合
- ⑥防災行政無線による鎮火広報

問い合わせ 危機管理対策室 ☎46-1376  
 南三陸消防署 ☎46-2677

# 「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、迅速な救済を図るため「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

◇救済の対象は？  
 労働者または特別加入者であつて石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疾病等にかかり、これにより死亡した方の遺族であつて、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方です。

◇救済の内容は？  
 特別遺族年金または特別遺族一時金が支給されます。

◇救済の対象は？  
 労働者または特別加入者であつて石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疾病等にかかり、これにより死亡した方の遺族であつて、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方です。

◇問い合わせ先は？  
 特別遺族年金又は特別一時金については、宮城県労働局（☎02-2299-8843）または気仙沼労働基準監督署（☎22-7096）までお問い合わせください。

◇救済の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構（フリーダイヤル0120-389-1931）までお問い合わせください。

※支給請求の受付が3月20日（月）から始まりましたが、その支給請求用紙は環境対策課及び歌津総合支所健康福祉課に備えてあります。

# 自主防災組織育成事業費補助金を交付します

町では、近い将来発生が確実視されている宮城県沖地震をはじめとするさまざまな災害に対応する自主防災組織を設立した場合及び防災資機材を購入した場合に、次の基準により補助金を交付します。

※「自主防災組織」とは、町内の行政区またはコミュニティ等の団体が、その地域の防災対策を確立するために自主的に設けた組織をいいます。

補助対象経費	金額
①自主防災組織設立準備経費	500円×構成世帯数+定額2万円（5万円を上限とします。）
②防災資機材調達経費	防災資機材調達総額の50%（15万円を上限とします。）

①については、平成17年度までに設立された自主防災組織も該当します。

②の経費は、補助決定年度内における調達総額とし、当該年度前及び後に購入した経費は含みません。

①、②ともに、年度を問わず、1回のみでの交付となります。（2つを同時に受けることもできます。）

補助金交付申請書には、自主防災組織の規約、役員名簿、組織編成図等の添付が必要となります。

予算の範囲内の交付となりますので、第1回目の申請期間を次のとおり設定し、その後は随時募集とします。

申請期間…4月3日（月）～5月31日（水）

申請書類及び詳細は、危機管理対策室又は歌津総合支所総務管理課（防災係）までお問い合わせください。

◇問い合わせ 危機管理対策室 ☎46-1376 歌津総合支所 総務管理課 防災係 ☎36-3921